

# 中国の法制建設とともに歩んで

## ——中国人法律専門家の回顧——

郭翔

（元北京政法大學教授・元愛知大學現代中國學部教授）

インタビューア

加々美光行

（愛知大學現代中國學部教授）

郭翔氏（一九三三年七月、山東省生まれ）は、一九五五年に北京政法學院に入学、長らく北京政法大學で教鞭をとり、同大學定年退職後、一九九九年から五年間、愛知大學現代中國學部教授として中國法の講義を担当してきた。専門分野は法学と犯罪学であり、近年の主な著作には「中華人民共和國予防未成年犯罪法積議」、「依法治国与社会穩定」、「中日少年犯罪和少年司法制度比較研究」がある。このインタビューは二〇〇四年三月の郭氏の愛知大學定年退職を期に、中華人

民共和國建國初期に大學で法律学を修めた同氏に、法律専門家として約半世紀にわたって歩んだ道を回顧していただきたいとお願ひし、同年八月、北京で実現したものである。郭氏はインタビュー後半に詳述されるように、改革開放時代に制定された青少年關連立法の立役者であるが、学生時代を含めて反右派闘争から文化大革命時代まで、中国の法律と法学者、司法關係者にとつての苦難の時代を体験してこられた。これはその貴重な現場からの証言である。

（編集部）

### I 学生時代（一九五五—一九五九） ——法学學習と反右派闘争

加々美（以下「問」と省略） 先生は法制分野に従事されてきました。本日は、大學卒業後、どのようなお仕事になされたのか、随意にお話し下さいませんか。郭翔（以下「答」と省略） では、自由に話をさせていただきます。このような機会がもてたことを、嬉しく思いますし、とても感謝いたします。



.....郭翔[Guo Xiang]

一九五五年に北京政法学院法律系に入學しました。北京政法学院は一九五二年の開学です。ご存知のように、中国では、解放後に大学の改組・改編がありました。当時、基本的には「ソ連に学べ」であり、新民主主義教育政策を実行すべく、接収した多くの大学を改組・改編しました。学部改組の際には、多くの総合大学の学部を分離させ、学院(単科大学)を設立させました。北京政法学院は、北京政法学院、燕京大学社会学系、清華大学の社会学系、政治系、輔仁大学の社会学系、こ

れらの学部・学科が合併され、北京政法学院が設立されました。一九五二年開学当初は、専科のみで、在職幹部の教育を行っていました。

教員は主として他の大学から移って来られた年輩の教授です。彼らの学歴は高く、多くはアメリカやイギリスに留学経験のある方でした。旧中国の法学界では著名な先生方であり、政治学の世界においても有名でした。その中でも著名だったのは院長の錢岱孫先生で、先生は元北京政法学院院長でした。また副教務長の雷潔琼教授がいらっしやって、雷潔琼の教授は後に全国人民代表大会副委員長になりました。彼女の夫である嚴景耀とともに、社会学が専門で、最も早くから少年犯罪を研究し、著書もありました。この年輩の学者たちは、イギリス、アメリカの社会学、法律学、政治学の教育を基本的に受けていました。その中の一人、呉恩裕教授とは、その後、親しくさせていただきました。文化大革命後に親しくなるのですが、彼はイギリスのロンドン大学かどこかの大学の卒業で、ハロルド・

ラスキの学生でした。許徳珩氏とともに有名で、多くの社会学の著作を書いています。しかし後に政治学がなくなつたことで、彼は紅樓夢を研究するようになりました。呉世昌、周汝昌、呉恩裕はいずれも紅樓夢研究者になりました。しかし、解放以後、学部改組後、多くの先生方が、例えば雷潔琼先生のような方は、基本的に教壇に立つのをやめ、副教務長に就任しました。また嚴景耀先生は国家法や資本主義国家法を講義し、呉恩裕先生は政治の授業を開き、資本主義国家政治制度を講義しました。錢先生も教壇に立つのをやめました。錢先生は憲法学者で、解放以前に王世傑先生と共著で『比較憲法』という著書を出版しました。王世傑先生は後に国民党国民政府の外交部長になりました。彼はその後も教壇に立ちませんでした。このような教員は少数でした。他の教員では革命幹部と呼ばれていた人々もいました。

問 ソ連に留学された先生はいらっしやいましたか。

答 いました。もつと後からやって来ら

れました。早期は、華北人民革命大学からやって来た革命幹部であり、知識分子でもありました。この方々はみな共産党員で、普通はみな学校の指導幹部でした。また一部、若者もおり、彼らは残って助手になりました。

問 あなたが言っているのは一九五五年のことでしょうか。

答 そうです。五〇年代初めです。その時期、ソ連の専門家を二人、特にお招きして、政法学院で一年ばかり講義をお願いしました。

当時、全国には四つの政法学院がありました。北京政法学院、上海の華東政法学院、重慶の西南政法学院、西安の西北政法学院、後に中南政法学院ができました。五五年に私は法律系に入学しました。当時は政法系と呼ばれていました。当時、中国全体の情況は比較的良好で、政治的にも比較的安定していました。とりわけ一九五四年九月に第一期全国人民代表大会が開かれ、憲法が採択されました。国

の国家は法制を強化し、「依法辦事」（法律にもとづいて処理する）を強調したという、このような情況です。

### 建国初期の法制建設

問 「法律に基づいて処理する」というスローガンは、すでに提起されていたのですか。

答 言われはじめていました。

問 民国時期、つまり辛亥革命から新中国成立までの三七年間、民法も刑法もあつたと思います。しかし、新中国が成立して四年後、憲法を公布する際、まず民国時代の刑法、婚姻法を含む各種の法律を批判または批判的に継承する必要があつたのではないですか。

答 当時、実際には中華人民共和国の成立以前、一九四八年末から一九四九年初め、中国共産党中央は、すでに明確に国民党の憲法を廃止することを宣言していました。

問 すべてのですか。

答 すべてです。彼らの法統を廃止し、憲法、司法制度を廃止し、新民主主義の

司法制度をうち立てようとしたのです。問 いかなる法統、法体系によって新しい法律を構築しようとしたのですか。

答 基本的に廃止です。批判的継承ではなく、完全なる否定です。反動的で、人民を抑圧、搾取するものでしたから、完全に覆すだけではなく、完全に否定し、覆し、継承を認めないものでした。今から振り返って見ると、絶対的すぎました。なぜなら、法律というものは制度以外にも文化を反映しており、その専門性、専門用語、専門概念が存在しています。これらは共通の事物であり、結局は、すべて否定した後、長期にわたって中国の法制建設に影響しました。制度上、相手方の法律規定は我々中華人民共和国にとって無効です。しかし、法律は一つの文化、一つの専門知識なのであり、研究、吸収されなければなりません。多くの概念、専門用語、専門的な事物を結果的にすべて捨てました。しかし、誰かがこれに反対しようとするれば、旧法観点ですから、批判されねばなりません。

問 その頃、ソ連も法律システムがあつ

たでしょう。中国はソ連の法律システムをモデルとして、自分たちの法律を作らなかつたのですか。

答 当時、建国初期と言うべきですが、中国の法制建設は漸進的でした。なぜなら中国はすでに統一され、平和な環境ができ、国家建設の時期であつたために、国民経済回復後、第一次五カ年計画があつて、大規模な建設が始まりました。それでこの時に、法制は各方面の社会関係を調整し、社会の秩序を安定させる重要なものとして、ゆつくりと改善しなければなりません。憲法だけでは不十分でした。憲法を根拠に、他の法律を制定するのです。私たちは憲法を制定するのに二つの根拠しかありませんでした。一つは共産党の根拠地での経験にもとづくことです。根拠地では実際に多くの法律を制定していました。労働法、土地法、刑事方面の法律、政策もありました。もう一つはソ連です。欧米、日本などの法律は、拒絶、批判しなければなりません。ソ連をモデルに「一辺倒」です。ソ連の法律関係書の多くを翻訳し、

理論面から法律システムにいたるまで、基本的にすべてソ連の構造にもとづいたのです。ソ連の専門家を招いて講演をお願いしたり、国家と法律の理論や憲法、訴訟法などを翻訳したりしました。

法律学から言えば、基本的にソ連に学んだものであり、国家法の議論において、最も重要な観点は国家であり、ソ連からすればプロレタリア独裁なのです。その体系というのは共産党によつて指導され、プロレタリア政党によつて指導されるというものです。中国は法律を制定する上でそれらを参考にしたのでありますが、いくつかの単行法規だけを制定しました。この時、すでに民法と刑法の起草の着手にとりかかつてはいました。中国の情況はこのようでしたが、後には、法制は政治の制約を受け、単に法制建設だけでなく、あらゆる活動は政治の制約を受け、毛沢東路線の影響を受けたと言えます。

問 先生は一九五五年に北京政法学院に入学して、法学部の学生としてソ連の法律を学んだのですか。

答 全部ではありません。共通科目では、例えば哲学、政治経済学、政治学、資本論はソ連のものでしたが、もちろん「実践論」や「矛盾論」もあります。中国共産党史は、胡喬木が書いたものでした。その他には、『毛沢東選集』三巻、『マルクス・レーニン主義の基礎』、これは基本的にソ連の共産党史でした。語学では中国語とロシア語があり、後になって英語が少しありました。およそ三〇科目あつた専門科目では、一部にソ連の教材が用いられ、国家と法律の理論は必修で、ソ連のものでした。ソ連訴訟法、ソ連憲法がありました。それ以外に、中国法制史は中国人教員独自のもので、外国法制史はマルクス・レーニン主義にもとづいて書かれた教材で、そんなに系統的ではありませんでした。

問 西欧のものは含まれていましたか。

答 含まれていましたが、基本的には批判対象です。ブルジョア階級国家法もありました。国家法は、憲法とは呼ばれません。ブルジョア階級国家法の本質は、人民を圧迫する道具であり、彼らの言う民主、自由は虚偽であり、詐欺的である

とされていきました。批判的態度によつてです。しかし、これらの科目は、やはり多くの法律関連の内容、つまり、多くの法律用語、共通する法律専門分野の知識を論じており、例えば三権分立、行政権、立法権、司法権や、被告人弁護権、また人身の自由、通信、言論の自由等です。訴訟の関連では、例えば捜査、裁判、検察、刑務所についてです。中国では刑務所を、当時は「労改」（労働改造）と呼び、労働改造条例がありました。

## 刑事制度

問 労働改造という概念はいつごろからできたのでしょうか。

答 おそらく、五二年か五三年のはずです。

問 つまり延安の時期にはなかったということですか。

答 ありません。だいたい解放後です。反革命分子を大規模に鎮圧した後、多くの人を銃殺刑にしました。全国で七〇万人とも言われていますが、はっきりした数字は分かりません。当時、毛沢東は独

裁理論を打ち出しており、多くは改造を行ふよう命じられました。三反運動や五反運動、反革命鎮圧運動を展開しました。反革命分子を鎮圧することは、社会において波及するところがかかり広がった。彼らは搾取階級ないしは搾取階級のために奉仕していたのであり、勞せずに出ていました。労働を通じ、労働せずに利益を得るといふ思想を改造し、彼らに働くように強いたので。従つて、労働改造と呼ぶのです。労働は最も主要な改造手段です。もちろん政治教育や批判もある



加々美光行[Kagami Mitsuyuki] .....

のですが、主に労働でした。当時の効果はそれなりのものでした。当時は「殺閔管」という言い方がありました。「殺」とは死刑に処すこと、「閔」とは拘禁すること、「管」とは刑務所に入れず、職場、町内、農村において管制すること、大衆管制、大衆監督と言われていました。死刑は一部です。その後、毛沢東が、殺しても殺さなくてもよいものは殺さない、拘禁してもいなくてもいいものは拘禁しない、監督してもいなくてもいいものは監督しないと言い出しました。基本的に、社会に出すことを強調しました。労働改造はまさにその頃で、労働改造のできました。

当時、刑事法規はありましたが、反革命分子処罰条例、汚職条例など単行法規です。また刑法制度では、例えば死刑、無期懲役、有期懲役、管制、拘留、執行猶予、政治権利剥奪などがありました。これらの制度は、枠組みのない刑法体系であり、単行法規といくつかの政策によつて、こうした体系・制度が形成されたのです。例えば、刑事責任、刑事責任

の年齢は、一三歳以下に刑罰を与えず、一八歳は減刑するというのは、当時は政策を依拠としていました。

問 法律的根拠があるのですか。

答 当時は、政治的支持であり、文書レベルであつて、厳密な意味での法律規定はありませんでした。

問 どの指導機関が発令したのですか。

答 一つは当時、中央人民政府、つまり政務院、最高人民法院、公安部、司法部などがあり、これらの文書は一つの根拠でした。憲法はかなり抽象的、原則的なものだったからです。刑罰の面では、反革命分子処罰条例、汚職処罰条例、労働改造法です。労働改造法では成人犯と少年犯を区別していました。こうした単行法規で実施することには政治的支持がありました。当時のやり方は、憲法にもとづく、法律、法令にもとづくというものであり、政治的に支持するということが自体的な法律的根拠はありません。

当時科学に向かつて進軍すること、博士に向かつて進軍するというスローガンを出していました。人々がとても奮い

立っていた当時、中国は将来、比較的完備した独自の法体系を作り上げ、すべてがそろった司法制度を作り上げるのだと思つていました。司法制度原則は、ゆつくりと確立されはじめました。人民法院組織法により、人民法院は独立して裁判を行い、法律にのみ服すると規定されました。これに関しては現在でも論争があります。憲法では、中華人民共和国公民は、法律の前ではすべて平等であると規定されています。被告人弁護のために弁護士制度を設けました。法廷裁判の際に弁護士による弁護が必要となりました。

それまでは反革命分子を鎮圧する時も裁判には弁護士がいませんでした。この時にはできませんでした。その他に、証拠と調査研究を重んじ、強制的に尋問、自白させないようにはしました。これらの制度はどれも比較的よいものでした。民法については、当時、主として社会主義改造段階にあり、私有制を公有制に変えようとしていた時期でしたから、あまり重視されていませんでした。

## 政治の“干渉”の始まり

問 今、五六年に刑法と多くの法規が公布され、訴訟法の中に弁護権ができ、また、多くの基本的な人権ができ、法の前の平等について話されましたが、当時それは実施されていたのですか。

答 実施されたというべきではありませんが、まだその過程でした。当時、多くの規定、制度ができました。しかし、実行する中で、下では実際には抵抗がありました。中央が呼びかければ、下層部も公然と反対する勇氣はありません。

五五年に私が入学してから、五六年、五七年上半期、この時期はとても順調でした。学習もとても順調で、みなが貪るように知識を求めていました。多くの資本主義国家の法律を翻訳し、アメリカや日本の法律を知ろうとしました。

憲法は五四年九月に制定されました。毛沢東が憲法の起草委員会の主任になり、憲法の起草を指導しました。杭州で起草したのです。それから八〇〇〇人の民主諸党派、社会の知名人、専門人士た

ちで議論したのです。憲法採択時、毛沢東は、団体には規程が必要である、国家にも規程が必要である。憲法というのは私たちの総括的な規程であると話ししました。次いで、劉少奇が憲法起草の報告をしました。起草の経過と内容を報告し、共産党が率先して実行し、各級国家机关、共産党員は模範的に憲法、法令を遵守すべきであると言いました。公布後、一億五〇〇〇万人が議論に参加しました。

それから五五年までに、そこには公民の権利・義務を規定し、通信の秘密、人身の自由、言論、出版、集会、結社、デモ等の自由についても多くの規定があり、いかなる人も人民法院あるいは檢察院の審査・許可を経ずして、逮捕されないこと、組織が侵犯を受けないことについても規定をつくりました。

公布後、すぐに政治的干渉が起こりました。最初の干渉は五五年の胡風批判でした。今から思えば、これは中華人民共和国成立以後の最初の大きな誤審、冤罪事件でした。胡風が革命分子になったのです。どのようにして反革命分子に

なったのでしょうか。手紙です。つまり彼が友人宛てに書いた手紙です。手紙の言葉使いには、いくらか問題があったのでしよう。これらの手紙を反革命分子の証拠としました。憲法は通信の秘密について規定しています。通信権という自主権、言論の自由です。毛沢東は自ら、胡風反革命分子グループに関する資料を書き、これらの資料を公表する中で、自ら『人民日報』に編者注を書き、彼は隠れ反革命分子だ、私たちを『輿論一律』だと攻撃した、と書きました。『輿論一律』は当時提起されたものです。『輿論一律』なら、言論の自由がなくなってしまう。言論の自由というのは、誰にでも言論の自由があるということでしょう。しかし、言論を理由として処罰したのです。後に、胡風の案件は名譽回復されました。

反革命罪はとても大きなものです。第一級の犯罪が反革命です。反革命は独裁の対象でした。地主、富農、悪質分子、犯罪者および右派が当時の独裁の対象でした。彼の言論に基づき、彼の友人との間の手紙に基づいてです。これが最初に

憲法をだめにしたのです。憲法の規定を無視したのです。そうでしょう。これは社会レベルでのものでした。学校での学習面の問題はさほど大きくありませんでしたが、胡風のこの事件は数百人に波及しました。大体において知識人で、社会レベルでは、胡風が最初でしたが、大きな面ではまだありませんでした。私たちが接した胡風は単なる幹部に過ぎず、彼に関係のある人たちは審査を受けましたが、関係のない人たちは大きな影響を受けませんでした。憲法はすでに干渉を受けましたが。

問 もうすでに干渉されたと……。

答 とてもはつきりしています。言論をもって処罰したのですから。続いて五七年の反右派闘争、これについては良くご存知のことでしょう。反右派闘争の影響は全面的なものでした。中国の法制建設に対する影響、法学教育に対する影響は、全面的で深いものであったと言わなければなりません。政治思想戦線の領域を全面的に、大きく変化させ大きく転換させたのです。問 反右派闘争の時は何年生だったので

すか。

答 もうすぐ三年生という頃でした。五年七月六月に反右派闘争が始まりました。

### 反右派闘争の衝撃

問 当時、大学の指導者、院長をはじめとする教授陣は、迫害を受けたのでしょうか。

答 当時の衝撃はとても大きいものでした。五七年の反右派闘争の時、錢岱孫先生は右派にされてしまいました。彼は全国人民代表大会代表でしたが、右派にされてしまったのです。多くの先生、教授方も右派とされてしまいました。よく覚えていたのですが、刑法の講義なのですが、先生が来て講義をしました、翌日、別の先生に交代して講義をするのです。なんでも昨日の先生は右派分子だとかで拘束され、授業ができなくなつたと言うのです。それから別の先生が講義をして、しばらく担当したかと思うと、また別の先生がやってきて、昨日までの先生は右派分子ということでもた拘束されてしまいました。

問 興味深いですね。

答 刑法の授業自体に問題はなかったのです。おそらく、彼らの教学研究室で何らかの発言があったのかもしれませんが。

問 教材には変化はありましたか。

答 使っていた教材は大きく変わりました。法律学の観点では、全面的にブルジョア階級法律学の旧法観点を批判すると言っていました。これらは右派の言論だと考えられていました。法の前では平等であることも批判されました。これは憲法で規定されたものでしたが、おかしなことです。政治が法律に強烈に干渉したのです。平等を主張すれば、人民と反革命分子は平等かという論点となり、平等であれば、ブルジョア階級の法律であり、反革命分子に有利であるという観点です。この観点では、被告人のための弁護、弁護権を主張することは、階級の立場が不安定であり、同情主義、温情主義、ブルジョア階級の人道主義、旧法観点なのです。これらはマルクス・レーニン主義に反対するとして、批判されました。人民法院は独立して裁判を行い、法律に

のみ服するという規定も批判されました、人民法院はただ法律だけに従って、党の指導に従わなくていいのかということです。多くの専門知識はすべてブルジョア階級の法律思想を広く宣伝するものであり、すべて社会主義から離れ、党の指導の知識から離れる知識だと思われていました。そのため、反右派整風後、大きな改造がありました。もともとあつた二〇以上の専門科目はすべて廃止され、歴史の授業になりました。すべての法律学系の教学研究室を廃止し、業務教学研究研究室、政策法律教学研究室にしました。そこでは、党の指導と大衆路線を講義したのです。この二つしかない。私たちに法律に頼らず、党の指導と大衆路線に頼るのだと教えました。党の指導とは政策であり、党の政策は法律より高次である。

問 五七年から始まつたとおっしゃいましたね。

答 反右派整風後です。ソ連では、部分的にブルジョア階級の法律観を受け継いでいたからです。例えば、裁判官は自分



の判断によって事件をどう判決するか決めることができませんでしたし、ソ連の被告人には弁護権がありました。こうしたことから私たちは、彼らがブルジョア階級の法律観の影響を受けていると見なしました。さらに左よりだったのです。

当時二つの傾向がありました。一つはソ連に学ぶことに反対するもので、右派とみなされました。一部ソ連の留学から帰国した人たちも、ソ連の法律観点を広く宣伝しましたから、右派とみなされました。その中で、最も有名なのは江平で、後に校長になりましたが、五六年当時、モスクワ大学法学部を卒業し、帰国後間もなく、わけも分らないまま右派にされてしまいました。その後はロシア語を教えていました。当時、これらの人が出て行けば、プロレタリア階級のために奉仕することは不可能で、それはただ被告人だけに利益があり、反革命分子に利益があり、立場を喪失してしまうと思われていました。そのため、旧法観点を体系的に批判しようとしたのです。

基本的な法律制度からすると、どの国

にもなくてはならないものが、すべて批判されました。法の前で人は平等などということは、法律至上主義であつて、党の指導は要らないのかとなり、法律が一番なのか、それとも党の指導が一番なのかということです。実際、法律は党の指導によって作られるわけですが、それも認められません。言論の自由ですが、党に反する言論も自由となるのでしょうか。反右派整風による批判は、社会科学に対して最も厳しかったです。解放後、社会学はなくなり、政治学もなくなつてしまいました。法律学はなんとか維持していましたが、体系的な法律はなく、旧法についてはすべて否定的態度をとり、わずかに残つていた法の下の平等、司法独立原則も批判されました。

### 失われた法律制度

問 反右派運動後、改革開放に至るまで、ちょうど二〇年になります。法律を放棄して、法のない状況はずっと存在していましたか。それとも六二年から始まつた調整の時期、これは六二年から六四年ま

ですが、この期間にはもとの五〇年代初期の法律や法律制度を回復させることはできましたか。

答 こう言うべきでしょう。全面的な大きな転換、大きな変化、影響が比較的深かつたのは反右派闘争です。反右派闘争の後、法律学の教育はひどく蹂躪され、教師の隊列はとても大きな蹂躪を受けました。当時、一部の政法学院はほぼ整理され、北京政法学院では、党校の性質をもつ学校にすることができると提起されました。七〇%以上、政治理論を学び、実践の中へ行くというものでした。なぜなら当時の教育方針は労働に結び付けるということでした。労働と結び付けるというのはつまり労働することが必要だったのです。五八年になると大躍進で、みなそろって鉄をつくりました。それで学生は至るところに穴を掘って、大躍進に参加し、労働に参加して、勉強はしなくなりました。

右派とされなかつた年輩の教授から提言がありました。私はとてもはつきりと覚えています。掘るだけではだめだ、学

ばなくてはいけない、土地を掘り起こしても憲法は掘り出せない。これは彼が言ったことで、大講堂で批判大会がありました。全校で大講堂での批判大会を開いたのです。その時私はやつと分かったのです。その教授はこう言いました。誰も言えなかったのに、この教授だけが勇氣をもって言ったのです。土地を掘り起こす労働はいいが、大部分の時間を労働に費やしてはいけない、なぜなら、労働だけでは、憲法を制定することもできない、と。それで、批判されました。これはブルジョア階級の観点だと。その教授の名前を私はまだはつきりと覚えています。なぜなら、他の人は話をする勇氣がなかったのに、彼は大胆に話していたからです。彼は批判されても、納得しなかった。この教授はたいしたものです。その後、まもなく彼は講義をやめさせられました。批判されてしまったので、その人は孤立してしまいました。当時、講義は業務課程に圧縮され、基本的に党の政策や大衆路線を講義していました。党の政策は、「白日した

者は寛大に扱い、拒めば厳罰に処する」であり、労働改造について講義してました。

問 「白日した者は寛大に扱い、拒めば厳罰に処する」は大躍進の頃ですか。

答 それ以前です。反革命鎮圧運動の頃にはありましたから、五一年でしょう。この問題は、実際は執行中に変化が起きた点にあります。「坦白從寬、牢底坐穿」と「抗拒從嚴、回家過年」。これは、判決を受けた犯人が総括したものです。白日すれば寛大に処罰されるが、一生牢屋につながる、「白日を拒めば厳しく処罰されるが、証拠がないので、最後は家にもどって正月を迎えられる」ということです。結局、「白日すれば、最後は逃げられない、だから誰も何も話さないとなくなってしまうのです。そうすると、政策を実行するのが難しくなっていました。現在、法学界では、「黙秘権の主張が復活しつつあります。推定無罪も批判されました。無罪原則、罪刑法定主義もすべて批判されました。罪刑法定主義原則、無罪推定原則はいずれも典型的なブルジョ

ア階級の原則として批判されたのです。問 文化大革命の時に、情況はさらに深刻になっていったのでしょうか。

答 五七年に、そのタネが蒔かれたと言わねばでしょう。五七年に人民法院と檢察院が合併し、政法部になりました。五七年以前にも、すでにこうした現象はありました。五七年から大躍進まで、公安・檢察・法院は合同の場所で執務するようになりました。この影響は後々まで深く及びました。公安・檢察・法院は三つの職能で、捜査、檢察、裁判の責任を担うものでした。「三長」、つまり公安局長、檢察院院長、法院院長を一つに束ねてしまったのです。これは完全に法制の原則に背くものです。この三機関は本来は相互に制約し合うもので、一つだけで決めてはいけないし、まして全部一緒になって決めてはいけない。誤審事件はどうしますか。ところが三者が一緒になったら、訴訟はどうするのでしょうか。どのように判決を言い渡すのか。中国は当時、大體において、「推定有罪」を実施しました。「推定無罪」ではありません。しかも「推

定重罪”なのです。大躍進の時に、民法はどうも必要がない、刑法も必要がなさそうだが、これは大衆の手足を縛るものであつて、大躍進で大衆がひとたび立ち上がれば、このような訴訟事件は減るであらうといった考え方を、毛沢東は示しました。しかし、大躍進の最中に、多くの問題が現れたのです。後にそれを『五風』といいましたが、虚偽報告の風潮、共産主義の風潮、強制命令の風潮、幹部特別扱いの作風（態度、やり方）、生産に対するデタラメ指揮の作風といったことが生じたのです。

## II 卒業、そして文革へ (一九五九—七六)

問 五九年に卒業してからは、どこに配属されたのですか。

答 当時、教育革命といつて、労働改造法の講義録執筆に参加しました。その後、監獄へ調査に行き、卒論を書き、優を取つたので、大学に残るよう言われたのです。反右派闘争に私は巻き込まれませんでした。

た。当時、毎日図書館へ行き、意見発表にも参加しませんでした。私たちのクラス、一クラス約三〇数名です、の多くは、右派にされなかつたのですが、他のクラスでは五人から八人が右派にされました。右派とはどんな性質の矛盾かを討論したとき、私は大部分が人民内部の矛盾であると述べました。この人たちは出身がよいので、党や社会主義に反対することはありません。

大学に残つてから、教学研究室の大きな変更がありました。教学研究室主任が批判され、他と合併され、業務教学研究室となりました。私は中国共産党史教学研究室に配属されました。中国共産党史教学研究室の先生の何人かが右派、右傾分子だとされ、一人か二人しか残りませんでした。

当時法律はなくなり、法律の授業もほぼなくなりしました。五九年の大躍進の頃、私の故郷は、山東省の南西部、荷沢地区ですが、私の記憶の中ではずっと貧しいところでした。ここは抗日戦争時期は遊撃地区で、昼間は国民党、夜は共産党と

いう具合に、一進一退の場所でした。とても貧しく、たらふく食べられることが最大の願望であり、人生最大の幸福でした。大躍進の時、新聞では荷沢地区は豊作だと報道され、私もうれしくてたまりませんでした。五九年八月卒業時に、私は配属志願を、当時は計画配属だったので、最も苦しいところ、祖国の最も必要とするところへ行くということで、黒龍江、内モンゴル、青海、新疆、甘肅の五つの地方を申請しました。この地方へ行つたら、なかなか会えなくなるだろうと思い、そこで五九年の冬休みに帰郷しました。私はずっと大豊作で、暮らしはよくなつていふと思つていましたが、そうではありませんでした。多くの人が私を訪ねてきました。彼らの話はとても素朴で、朝廷の中から奸臣が出現して、毛主席はごまかされている。私たちはここでひもじい思いをしている、戻ったら毛主席に知らせてほしいと言われました。北京に戻り、人民はひもじい思いをし、生産は影響を受け、異常に死亡者がでており、党の威信は揺らいでいる、これは

局部的で、一時的なことだと学校に報告しました。その後全国的になるとは思いもしませんでした。

### “右傾”と批判される

北京政法学院も反右傾闘争が始まり、北京市では学校の指導幹部を呼び出しました。今回の反右傾は、社会主義建設設の三面紅旗（総路線、大躍進、人民公社）に反対する右傾で、みなさんのところには、三面紅旗に反対している人はいないでしょうねと言ったのです。すぐに会議があり、連夜会議がありました。あの党委員会常務委員はとも右傾を恐れました。そこでちょうど、学校に残った郭翔というのが、彼の故郷山東のことを報告したことがある。それで、右翼日和見主義と認定され、全校で批判されました。大小さまざまな会が開かれました。名譽回復をしたのはだいたいいつころでしたか。

答 六二年です。六〇年に私を右傾と批判したのは、だいたい半年くらいでした。北京も飢餓に苦しんでおり、多くの入、

批判した人たちが栄養失調のためむくんでいました。北京でさえ飢餓に喘いでいる、どうも郭さんの言うことは事実だったようだということです。毛沢東でさえ半年間、肉を食べなかつたのです。周恩来は、一日中食糧の手配をしていました。餓死した人は四〇〇〇万とも、三〇〇〇万ともいう人もいました。五七年は言論を理由に処罰され右派にされたのです。党内の上層部では、毛沢東に対し、異なる見解を述べれば反党であり、右翼日和見主義で、反党に対してはともひどいことをやったので、全国の誰もが本當の話を言おうとしなかつたのです。反右傾のもたらした結果は深刻すぎます。全国で四〇〇〇万人が餓死しましたが、基本的には人為的なものでした。

問 六〇年前後、大躍進の真相を報告したことで右派とされた人たちは、六二年に名譽回復されたのですか。

答 四〇〇万人余りが名譽回復されました。鄧小平が自らやったのです。彼は當時、総書記でしたから。

### 調整期の法制建設状況

問 実際には六〇年から六二年の間、一方で多くの人が右派にされ、一方では多くの人が名譽回復しましたが、これは中国の法制体系に影響はなかつたのですか。

答 ありました。なぜなら当時感じたことですが、法制がなければ秩序はとも乱れます。基準が存在しないのですから。政治的干渉が非常に厳しかったのです。当時、多くの政策が調整されだして、経済面では、“調整・強固・充実・向上”の八文字の方針です。共同食堂を解散させ、農民が食堂で食事をしないことを認めました。これは農民の第二次解放で、大喜びでした。なぜなら食堂の弊害が多すぎたためでした。生産もゆつくりと回復し、生産隊の共産主義的風潮は、基本的には正されました。知識人に対する政策では、五七年から知識人はブルジョア階級の知識人とされましたが、みな調整されました。陳毅が広州で講話をしたのです。“脱帽して戴冠する”といって、ブルジョア階級の帽子をとって、プロレタリア階級

知識人の冠を載せるのです。

民法は制定準備をしており、また刑法はもう何度も草稿を重ねていました。毛沢東は当時、どうも民法や刑法はまだ必要であると言ったからです。民法的には農民は保護を受けていませんでした。当時、生産手段は公有でしたが、消費財のような社会的権益は保護を必要としていたのです。民法を急いで制定する必要がありました。毛沢東は再び変わり、六年九月の中共第八期第十回中央委員会総会（十中全会）の席上で、毛沢東と劉少奇の間には相違ができてしまいました。その前の六二年一月に七千人大会が開かれ、教訓を総括しました。大会は五つのレベルの幹部、つまり、中央、省、地方、県、人民公社の大会でした。大躍進が虚偽の報告をしていたのは、上級が下級を押さえつけていたからです。この時に各戸生産請負制が提起されました。

問 六二年、六三年に劉少奇がやはり刑法や民法が必要だと言ったのですか。

答 それは毛沢東が言ったのです。

問 毛沢東自身が言ったのでしょうか。

答 彼自身が言いました。

問 いったのでしょうか。

答 困難の時期です。彼は大躍進の情勢がとてよよいと思っていて、イギリスやアメリカに追いつけ追い越せでしたから。私たちの問題は、小指ほどの問題だったので、前年は全面的勝利だったので、全国的大凶作を想像できません。食糧がないことはとても恐ろしいことです。工業方面はものが足りなくても問題ありませんが、食べ物がないと人が死んでしまふ。この残酷な現実には、毛沢東も手術がありませんでした。彭徳懐を批判した時、ピンが足りなくなつたと言っていました。ピンが足りなくなつても、ひもじい思いをすることはしないでしよう。全国的に飢餓に苦しめば、もうどうにもならない。毛沢東の威信損失の最大理由は、ここにあるのです。

六二年の七千人大会は、私は通達を聞きました。もっぱら組織的な学習で、市の党委員会の党校で、鄧拓が自ら伝達してきました。当時彼は北京市党委員会の書記でした。私は何日間も聞きまし

から、はつきりと覚えています。鄧拓は私たちに、この数年の教訓は私たちが間違っていたということ、大躍進は大きな言う風潮、共産主義の風潮、でたがめな指揮をとる風潮、これらは、主に上級が押さえつけたのです。この責任は主に中央にある。七千人大会の時、毛主席がそう述べたと話しました。どうして彭徳懐を反党として処分したのでしよう。鄧拓は、周恩来総理が自己批判すればそれでいい、それは毛主席が自己批判したのに等しいと、このように話しました。そのときの空気はとても重くて、毛沢東の威信はとも揺らぎました。その時、劉少奇は七割が人災だと言いました。劉少奇と毛主席の亀裂はここから始まったのです。各戸生産請負は本当に貧困なところだけに許しました。農民が自分たちで解決する、実際にはこのような考えではありません。鄧子恢が調査後に、各戸生産請負制を言い出したのです。その他、多くの人が彭徳懐の名誉回復を求めました。彭徳懐自身も名誉回復を要求しまし

た。その後、六〇年の下半期、六一年から六二年の上半期にかけて情勢は徐々によくなり、ゆつくりと安定していきましたが、毛沢東は第八期十中全会で、くれぐれも階級闘争を忘れてはならないと言いました。彼は彭徳懐がくつがえそうと

思っている、他の人は名譽回復させても、彭徳懐を名譽回復させてはならないと思っていました。

問 なぜ毛沢東は、民法や刑法が必要だと言ったのでしょうか。彼が大躍進の影響を意識したのは事実で、彼の以前の認識とは異なり、真相を知った後に言ったとしたら、やはり上が下をコントロールしきれないと意識したのでしょうか。

答 勝手に人を捕まえたり、むやみに殴ったり、罵ったりといった問題は、刑法があれば対応できるのです。当時、毛沢東は民法や刑法がやはり必要であると言いましたが、すぐにまた、だめになりました。北戴河の会議（一九六二年夏の中央工作会議）で階級闘争が提起されました。第八期十中全会は転換点であり、階級闘争は、毎日、毎月、毎年論じなく

てはいけなさと提起しました。その後、「四清運動」が始まりました。これは人民公社の幹部、小隊長で餓死者がいないのはどうしてか。彼らが欲深く取るためだということ、帳簿、労働点数、倉庫、財政を点検することを求めました。これを「四清運動」といいます。毛沢東は階級闘争の観点からこの問題をとらえ、その後、文芸面で修正主義が支配し、教育面ではブルジョア階級が私たちの学校を支配していると言いつ出し、それから、文化大革命となりました。この急転換で刑法や民法の制定がまた中断されました。

毛沢東は、いくつもの運動を矢継ぎ早に実施し、一つの運動に問題が生じると、もう一つの運動によってそれを解決しようとしたのです。大躍進に問題ができてきたら、反右傾闘争をもって大躍進の誤りを覆い隠し、その結果、間違いがさらに大きくなって、後退しなければならなくなり、退くと今度は「四清運動」で覆い隠し、階級闘争でもって覆い隠す。そして劉少奇との間に相違が生じ、劉少奇がプロレタリア階級とブルジョア階級の矛

盾、「四清運動」に賛成しないと、劉少奇は反マルクス・レーニン主義であり、修正主義であると言ったのです。

問 六二年に名譽回復されてから、どこに配属されたのですか。

答 六二年の名譽回復後、本当の話をしたことで認められて、中国人民大学歴史系に一年間の研修に行きました。六二年九月から、六三年に戻りました。戻ってくると、ちょうど階級闘争が再提起されました。ある先生は、私たちが階級闘争を反映しているのかと提起し、それで、学生を連れて「四清運動」をやりました。

#### 文化大革命の嵐の中で

問 やはり農村に行つたのですか。

答 農村に行きました。北京近郊に行つて一か月やって、それからまた四川へ行つて一年やりました。戻つて来るや、すぐに文化大革命に入りました。文化大革命による破壊はさらに深刻で、教育は停止し、学生は反乱を起こし、教師をやつつけ、本当に無法の限りを尽くしました。至るところ、家財を差し押さえて、むや

みに人を殴り、拘束しました。当時は、党内外の人士、党委員会書記も毎日引つ張り出され批判されました。走資派だ、党内で資本主義の道を歩む実権派だ、反動組織だとみなされ、学生も彼らを批判しました。公安・検察・法院というのは旧体制であり、ブルジョア独裁であり、叩き潰そうとしました。五八年、五九年に司法部はなくなり、その後、公安・検察・法院もなくなりました。謝富治が國務院副総理の時、彼は最も早く造反しました。法律はなくなりました。

問 公安部、検察院、法院の三つの機関はまだありましたか。

答 ありました。しかし、大体において機能を喪失しました。公安部が少し機能していました、その後、中央文革小組が直接指導する特別捜査班が行うようになり、第一班、第二班、劉少奇特別捜査班、王光美特別捜査班、薄一波特別捜査班などと呼ばれていました。

問 公安・検察・法院の三つの機関は、法律機能は弱まりましたが、やはり一定の機能はあったのでしょうか。

答 一定の機能はありました。公安・検察・法院は通称「刀の柄」と略称されてきました。敵に対処することからです。つまり、地主、富農、反革命分子、悪質分子、右派分子に対して独裁を施行するというもので、この役割を基本的には、果していました。

政治運動が始まると、つまりは「四清運動」も同じで、四つを清算できなかった幹部は、横領したとか、生活態度が墮落したとか、男女関係の乱れだと見なされると、刑罰の対象とされ、公安機関に逮捕されたのです。こうした一連の動きは、法律的な基準に依拠するのではなく、政治運動式の基準に依拠したものでした。政治や政治運動のために奉仕したのです。階級闘争が再提起されてから、公安・検察・法院はともに機能できなくなり、法律に依拠できなくなりました。例えば、言論の自由ですが、憲法では廃止していませんでした。人民は言論の自由があって、憲法は公民が国家機関とその勤務員を批判、告発する権利を有すると規定しています。そこで、下層幹部を

違法だとか、規律違反だとか、暴行したとか、共産主義の風潮だと批判しようものならば、現行の反革命だとされてしまいます。これこそ、「刀の柄」です。

文革では、あらゆる法律がなくなりました。文革は大衆独裁であり、公安・検察・法院ではありません。大衆独裁なので、紅衛兵は勝手に家財を差し押さえることができ、人を殴ることができました。本当に「無法無天」でした。すべては大衆がやったことで、完全に法制を破壊するものでした。しかし、革命的とされました。これは一側面です。一方、プロレタリア階級司令部に対して、これをやってはダメなのです。林彪や江青を壁新聞で罵れば、反革命となり、毛沢東となれば、もちろん反革命となりました。毎日、毛主席の肖像画が新聞に印刷されていました。北京の冬は寒いので、窓に新聞を貼るのですが、肖像画を逆さまにすると、現行の反革命とされました。当時、毛主席の石膏像があって、不注意に落ちて粉々にすると、現行の反革命とされました。公安六条というのができて、毛

主席、林彪、中央文革小組への攻撃、それと破壊、略奪行為は反革命でしたが、その他の破壊は、反革命ではありません。交通運輸の破壊は反革命ではなく、手当たり次第の拘束、殴打、闘争も、反革命ではありませんでした。

問 文革以前、日常生活での窃盗、暴行、傷害事件は、誰が処理したのですか。

答 それはやはり、公安・検察・法院でした。公安が逮捕し、検察院が公訴、法院が判決を下していました。

問 罪名は何ですか。例えば、あなたの言う反革命とは、最も重い罪ですか。

答 窃盗は罪ですし、略奪、詐欺も罪です。反革命以外、あらゆる罪は悪性の罪でした。政治の定義からすれば、一地富反悪右、地主、富農、反革命分子、悪質分子、右派分子は独裁対象でした。後に、追加して、窃盗、略奪も悪質分子とされました。このほか、反逆者、特務、走資派もそうでした。

問 私人の間の紛糾ですが、事業、商売の面でもめごとが生じたり、職場・機関間でもめごとが起きた場合に、告訴、告

発権はあるのですか。例えば、被害者や被害機関に告訴権はあるのでしょうか。

答 当時、基本的に運動によって解決していました。すぐに「四清運動」があったでしょう。商売をしていた人は少なかったです。劉少奇が提言した、家の周りでウリ、マメを植えるというのは、すべて走資派の言論だとして批判され、自由市場で自留地の農産物を売っても、資本主義のシッポとみなされ、商売関係はなくなりしました。職場・組織間での紛糾は、政府が運動で解決していたので、裁判に至りませんでした。民事事件で裁判となるものは少なかったです。

問 ある職場・組織が他方から訴えられるといった例は少なかったですか。

答 とても少なかったです。それに、文革時期は、職場はまっとうに機能していませんでした。誰を訴えればいいのですか。工場は生産停止、労働者は生産せず、鉄道は輸送せず、港湾、例えば天津港、青島港、上海港では外国船舶が停泊したままで、輸送をやめて、港は機能しない。当時、外国からの違約金は、国家が賠償

しました。

問 中国の人民法院、最高法院などは開廷しなかったのですか。

答 文革中は、裁判はブルジョア階級の法律観点であると批判されたので、多くの場合、秘密裡に処理、秘密裁判とされました。法院は軍事管制となり、法院幹部は五七幹部学校に下放され、検察院は廃止され、公安も基本的には軍事管制となりました。例えば、北京公安局は軍事管制となりました。

問 「四清運動」後、文革が始まりましたが、その間、どこで働いていましたか。

答 まだ中国共産党史教学研究室にいました。当時、こうした教学研究室は、授業がなくなりました。文化大革命は、まず高等教育機関から授業がなくなりしました。党委員会は反動組織で、教師はブルジョア階級知識人ではありませんか。学生はすっかり紅衛兵造反派になり、授業すべてがなくなりました。それから北京政法学院と中国人民大学と一緒に撤廃されました。文書一つで中国人民大学、北京政法学院は廃止されました。しかし、



人民大学については、名をなくしても、実在しました。校長の郭影秋は、彭真の北京市委員会が改組された後、彼が新しく市委員会の書記となった古参の革命家でした。郭影秋は校長と党委員会書記でした。私が研修中、異動してきたばかりで、呉玉章が校長をしていたのですが、郭影秋を引き抜いたのです。雲南省書記だったそうです。やはり教育は必要だから、高等教育の人材を離散させるべきではないと言いました。そこで、人員を北京師範大学に配置させました。北京政法学院では、幹部全員が安徽省に飛ばされ、現地配属されました。五七幹部学校が、安徽省淮北に設置されました。五七幹部学校はすぐに解散され、幹部は現地配属となりました。妻が北京にいたこともあって、ゆつくりと北京に戻されました。その後、交通部に異動、四人組粉砕までいました。

文化大革命は結局、悪い方向に進みました。文革はその後、熱狂的となり、紅衛兵、毛主席の謁見、農村への下放がありました。後になって、やっと間違っ

いたことを知りました。紅衛兵がまず立ち上がって文革に反対しました。古参紅衛兵たちであって、鄧小平ではありません。鍵となったのは林彪事件です。中国の政治を現在から振り返って見ると、林彪は国家主席ポストを設けることを要求しました。それにどんな問題があったのでしょうか。党規約にも、彼が後継者であると規定していました。最初の憲法には、国家主席のポストがあったでしょう。結局、彼は国家主席設置を求め、その後、野心が生じ、対立が生じ始めたのです。

林彪は、毛主席は徹底的にやるだろうと考えたので、自己批判しませんでした。何人かの將軍は自己批判しました。それで、毛沢東を暗殺しようとして、「五七一」計画、クーデタ計画を策定したのです。文化大革命の構造は、「海瑞罷官」批判（一九六五年）から始まり、それから廬山会議（林彪が国家主席設置を要求した一九七〇年の中共九期二中全会）があつて、ここから分岐が生じました。反彭徳懷に積極的なものすべて、康生、陳伯達、林彪はみな悪い結果をこうむりました。

### III 改革開放の時代（一九七九—現在） ——青少年法制定

問 文革が終わってから、まず、どこで働いたのですか。

答 文化大革命が終わった時、まだ交通部の政治部門にいました。しかし行政業務の担当をしたくはありませんでした。七七年になると、北京政法学院、檢察院、司法部も復活し、法律を学んだ人員、政法業務に従事していた人員は、みな復職しました。この時期、国家は明確に経済建設を中心とし、階級闘争を綱とせず、「四つの現代化」を目標としました。この他に、社会主義民主の強化、社会主義法制の健全化があります。これにより、八二年に憲法が全面改正され新憲法となりました。婚姻法も改正され、刑法は七九年に制定されました。

問 刑法、民法の起草に参加されましたか。

答 いいえ、まだ交通部にいたので討論に参加しただけでした。当時、本職に戻

ろうとしたのですが、交通部が認めませんでした。大卒が少なかつたからです。数学や法律研究をしたかつたのですが、一年ほど先送りされ七九年一〇月にやっと北京政法学院への復帰に同意してくれました。

### 青少年犯罪問題への取り組み

問 刑法、民法は制定されたのですか。

答 刑法、刑事訴訟法は七九年七月公布、八〇年一月一日より施行です。刑法、刑事訴訟法は、これまでに草稿作成を、三〇数稿重ねており、その後、党と政府に提出して採択されました。

当時、総体的な方向性は、民主の強化であり法制建設でした。直面していた課題として、誰が経済法、行政法起草するかがありました。私は、数字が苦手で経済法には不向きでしたし、また、現在でこそ行政法は長足の発展を遂げていますが、当時、私には不満があつて、中国共産党の指導が不変である限り、党が政治を領導するのであつて、法が政治を領導するものではありません。そこで行政法

に取り組む意欲が湧かなかつたのです。また党史の講義依頼がありました。引き受けませんでした。

七九年下半期は、全国の青少年犯罪が深刻でした。七九年八月、中央が文書を下達し、青少年の犯罪問題解決に向けて、党全体で重視することになりました。これまで犯罪率の低さが誇りでしたし、これは社会主義制度の優位性によるものだと思つていました。文革末期に、青少年犯罪が深刻になつていたとは想像できませんでした。理論上の問題にもなりませんでした。これまで、犯罪とは階級闘争の反映であり、過去に打倒された搾取階級が自己の滅亡に甘んじることなく破壊や抵抗をしようとしたからだとか、また、搾取階級の思想にひどく影響された人もおり、その立場、習慣も変わらず、そのため新しい社会でも犯罪をするのだとされていきました。また、帝国主義の浸透の影響も指摘されました。こうした理論はソ連から借りたものです。毛主席、中国共産党は、ずっとこの理論であり、劉少奇が最後は売国奴、特務であると批判

されたのも、この理論に従つたからです。しかし、今回は青少年問題です。新中国で生まれ育つた十代、二十歳過ぎの子供たちです。紅旗、社会主義の下で育ち、日々、毛沢東の運動の下で育つてきたのです。なぜ彼らは窃盗や略奪、殺人、強姦を、どうして社会主義社会の秩序を破壊するのでしょうか。青少年はたのもしい後継者であるはずなのに、なぜ、この社会に反抗するのでしょうか。

問 そうした現状を重視し、青少年犯罪研究会が組織されました。この研究会はどのように設立されたのですか。

答 中国青少年犯罪研究会は、正確に言うと、一九八二年六月に広西チワン族自治区南寧市で正式に設立されました。設立準備は一九七九年から始めました。実際、一九七七年から青少年犯罪は大幅に増加したのです。一九八一年三月に、杭州で開催された全国青少年研究座談会で、国家将来研究重点プロジェクトに青少年犯罪が選定されました。この問題を研究するため、華東政法学院の研究者と私が一緒に全国青少年犯罪研究計画を起

草することを決めました。

問 先生が起草したのですか。

答 私がしました。北方から一名、南方で一名が選出され、北方が私でした。八年八月に青島で、最高法院、最高検察院、公安部、司法部、中国共産主義青年団中央と中国社会科学院の六部門が共同で全国青少年犯罪研究計画会議を開催しました。この会議で研究計画が採択されたのです。研究組織としては中国青少年犯罪研究会が設立されました。このプロセスは迅速でした。会議後、中国青少年犯罪研究会準備指導グループが設置され、ここには中国社会科学院、公安部、最高法院といった政府部門以外にも、四校の政法学院から各一名が参加することとなりました。北京政法学院からは私が準備委員会に参加しました。過去、犯罪研究団体はなく、また学科もなかったもので、草分けの役割を果たしました。伝統思想の影響があったため、いくつか障害を突破せねばなりません。中国社会科学院と中国共産党中央宣伝部で採択され、中国共産党中央宣伝部の事務会議

で採択され、ようやく中国青少年犯罪研究会の創設となりました。

問 当初、研究の主要目標と方向性は、どんな課題が主でしたか。

答 主に青少年犯罪の現状についてです。第一期三中全会の後ですが、青少年犯罪の状況は不明でした。これまでずっとマルクス・レーニン主義と毛沢東思想が支配的地位を占めており、つまり階級闘争、帝国主義の浸透、旧社会の影響がまだあったというわけです。これ以外にも、まだ研究しなければならない原因がありました。なぜなら、子供の多くが新中国で生まれ、育ち、彼らには階級の背景がない、それなのに彼らはどうして罪を犯したのかということ。個人、家庭、社会の各方面で、さらにどんな深い原因があるのでしょうか。見つけ出さなければなりません。それには大胆に発想を転換し、伝統的理論の観点を突き破る必要があるのです。次いでどのように予防、対処するかという対策の研究です。以前は、五一年の反革命鎮圧運動、反右派闘争のように、運動の性質をもって

いました。しかし、今度は青少年の誤りに対し、ただ単に嚴重に処罰し、鎮圧することはできません。かつての中国の犯罪に対する伝統的観念は鎮圧、独裁でした。では、青少年犯罪に対して、鎮圧だけなのか、新たな対策を講ずべきなのか、まずはどうして罪を犯すのか、予防できるか、いかに二度と罪を犯させないようにするか、単純に強制、強圧的に処罰するだけでなく、犯罪者をどのように救うべきか、なのです。またかつては労働改造でした。文革中は学校にまともに通えず、さらには社会規範も混乱しており、生まれてから成長するまで社会全体が雑然としていたのです。

問 実際、八一年に青少年犯罪保護法を起草なさいましたが、それ以前に、こうした法律はありましたか。

答 ありませんでした。青少年を専門として制定された法律はなく、関連する条項が、刑法、刑事訴訟法、旧婚姻法にあり、民事法部門では、司法解釈、政府文書がありました。

問 青少年の概念ですが、当時、一般的

に何歳以下を青少年としていたのですか。何か規定はありましたか。

答 青少年という概念の問題も研究しなければならぬ課題です。それは青少年保護法の制定に関わるからです。下限年齢をどこにするか、ずっと論争がありました。七九年刑法の下限年齢は一四歳です。

科学的角度から言えば、一〇歳であると考えました。調査によれば、多くの常軌を逸脱した行為は一〇歳から始まっているのです。怠学、暴力、喧嘩、窃盗など不良行為と呼ばれるものは、一〇歳から次第に始まり、一四歳から一六歳がピークです。不良行為が習慣的となり、だんだんとエスカレートしてしまふ。この時期に深刻なのは、犯罪にまでいつてしまふことです。窃盗、略奪といった犯罪が頻繁に起こる年齢は一七歳ぐらいで、殺人はその後になります。調査では、およそ一七歳から二二歳までがピークです。二四、五歳を過ぎると少しくなり、社会化の過程にあるのです。定義と

しては、下限を一〇歳、上限を二五歳とするを一般に主張しています。当時、二五歳以上になると普通は犯罪が減っていました。一〇歳ないし一二歳から二五歳は違法行為や犯罪の出現が高い時期なので、この年齢層に対する教育的保護を行うことを決定したのです。

問 不良行為とは犯罪ですか。

答 犯罪ではありません。しかし、犯罪の前兆です。多くの子供は突然罪を犯すのではありません。

青少年の概念は、法律上では境界がありません。法律上で一八歳という境界は、成人、未成年者という区分となります。この境界線の法律上の意義はとても重要です。例えば、憲法によれば、一八歳になれば公民権、選挙権、被選挙権があり、政治領域における標識になります。一八歳未満には選挙権や被選挙権はありません。その他としては、満一八歳では、刑法の規定によれば、死刑判決も可能です。

### 文革の後遺症としての青少年問題

問 青少年保護法を起草した時に用いた

のは青少年の概念ですか、それとも成人と未成年の概念ですか。

答 最初のころは青少年の概念を使っていました。つまり一〇歳から二五歳です。この年齢には二つの大きな問題がありました。一つは、家庭、学校、教育を受ける権利に関する問題です。中国は、当時、文化大革命を一〇年間やっただけで、教育全体が荒廃してしまいました。調査結果によれば、学校があるのに行くことしないのです。このような学生を「流失生」と呼びました。厳密に言えば、「中途退学する」、「学校をサボる」となります。これらの学生の犯罪率は、在校生より一五倍高くなっています。

他にもう一つは、教育の問題だけではないのです。なぜなら文化大革命の影響で、一八歳以上は今にも就職というときだったので、大学の学生募集はとも少なく、多くは高校を卒業しても大学に行けなかった。またそんな彼らには仕事もない。ですから彼らの労働の問題を解決しなければならなかった。そこで青少年保護法は、彼らの働く権利と保護を

特に強調したのです。一八歳以上で学校に行かないとしたら、もし二〇代半ばになつて仕事がなかつたら、精神は空虚なだけではなく、社会に対しても非常に不満を募らせるでしょう。

中国は当時、私营経済はなく、現在のよう多様な経済制度が共存していませんでした。公有制経済であり、国营工場、公的機関、事業組織、また集団経済組織があり、人の採用も計画に従い、計画がなければ雇用できません。どうすればよいかと研究、討論を重ねたのです。

一つは、国家は計画に基づいて就業を拡大しなければならぬ。次いで、様々な方法を考へて、個人が就業することを許さなければならぬ。青少年保護法を起草したとき、個人の就業は非合法であり、資本主義のシッポだったので。例えば、個人が野菜、果物を売ったりするのは、資本主義的行為ですからだめでした。ごく早い時期ですが、野菜の転売がありました。白菜を北京近郊で購入し、大八車を引いて戻つて売ります。その差額が儲けです。白菜の転売は「悪質ブ

ローカー」と呼ばれていました。国家は許さなかつた。なぜなら、農民は個人の自留地で生産したものであれば、市場にもちこんで売ることができましたが、自分自身で生産したものでなければ、売つてはならなかつたのです。これを投機取引と呼ぶのです。青少年保護法を起草した後、国家と集団の間をできるだけ調整しましたが、いつも困難があつたのです。当時、まだ私营経済の概念はなく、このことを討論した時、大きな論争になりました。

問 個人就業とは、実際は個人経営者ということでしょうか。

答 個人経済、個人経営者で、手工業をやつたり、商売をやつたりすることは合法的なものです。例えば、私は野菜を売つたり、服を縫製したり、自転車を修理することができ、個人でできるわけです。これは過去においては許されていませんでした。昔は自転車修理もみな国营だったので。

問 青少年法は、青少年が個人経営をすることを許しましたが、これは政府が許

可証を出したのですか。手続き上、彼らを許可したのでしょうか。

答 そうです。彼らに経営許可を与えました。商工業部門の経営許可で彼らを合法化しました。一部の人々は就職を世話することができず、町の中でも就職させることができないので、彼らは自ら職を探したのです。これは国家が仕事の世話をする、集団が仕事の世話をする、そして個人が職を求め、結びつけたものです。このようにすれば多くの人の問題を解決することができたのです。しかしこれについては論争が激しく、八〇年に青少年保護法を起草して討論した時も論争になりました。しかしその後、国家は改革開放政策を始め、個人が自分で職を求め、仕事を許しました。こうして全国的には法律によつてではなく、政策をもつて解決したのです。

問 政府は正式にこの青少年法を採択したのですか。

答 いいえ。しかしこれは一つの政策を推進しました。

## 「嚴打」と犯罪の増加

問 起草を始めたのは八一年ですか。

答 この青少年法を起草したのは八〇年です。初稿から第六稿まで、中国の法律は起草後、しばらく放置される場合があります。この時は八四年の「嚴打」（徹底的取り締まり）も原因の一つでした。一九八三年、治安状況は好転したのですが、一部の地方でまだあまりよくなく、当時、鄧小平が、あまり穩健なのは駄目だ、「嚴打」すべきであると表明したのです。「嚴打」とは、重大な刑事犯罪に対し、嚴格に打撃を与える闘争のことです。三年期限内で運動方式を採用し、三つの「戦役」をしました。「戦役」と呼んだのです。社会治安をほぼ安定させたのですが、ひどいものでした。

問 「社会主義の文明」を提唱したのではないのですか。

答 それはまだです。「嚴打」闘争です。

中共中央は文書を下達し、全人代は八三年夏からこれを始めました。必要だったとは思いますが、法治に合わないことが

多くありました。捕縛してすぐ懲役、死刑、あるいは自白の強要もありました。

刑法や刑事訴訟法の手続に従って処罰したのではなく、「嚴重」、「速やかに」が方針であり、重大な刑事犯罪に対する闘争であり、重点対象は無頼（チンピラ）集団でした。

「嚴打」によりすべての法律は停止しました。刑法、刑事訴訟法も止まってしまったのです。本来は、公安機関が捜査し、檢察機関が起訴し、弁護士が弁護し、民法院が裁判を行うべきでしょう。しかし、政法委員会書記が会議を組織して、逮捕、裁判の必要性、量刑判断を諮り、公安局長、法院院長、檢察院院長が、処罰が必要か、いかなる刑罰を下すかを先に話し合います。結論が決まってから、法院が判決を言い渡すのです。ですから速やかなのです。これは中国の伝統的運動方式でした。法制に照らした方式では、治安問題を解決しきれないのです。特殊な情況下だったのです。

問 つまり刑法と刑事訴訟法があったのに、やはりそれに基づかず……。

答 定められた手続に、完全に従ったのではありません。

問 その数年間、犯罪率は低下しましたか。

答 低下しました。確実に下がりました。そこで、指導部は、五〇年代のような社会治安水準まで戻さねばならないと提起し、これを要求しました。いったい五〇年代の社会治安水準まで回復することができるか、それともまた上昇するのか、一層大きな論争が起きました。私は公安部の座談会に参加したことがあり、それは三日間行われました。あの時の論争はとても激烈でした。西安でもこのような会議に参加しましたが、すごい激論になりました。この社会は、すでに五〇年代、六〇年代の社会ではなく、改革開放の社会であり、種々の経済が発展しており、過去のような単一ではないのです。一羽の雛が卵から孵つたら、二度とはもとに戻れなくなるようなもので、この社会は二度と五〇年代の社会に戻れないのです。だから犯罪はさらに増えるでしょう。特に文革を経て、制度、法制、道徳、教

育の破壊があり、もっと深いレベルでの観念の破壊が起こりました。これらの破壊は長期にわたり作用するでしょう。

問 実際には状況はどうなりましたか。増加したのですか。

答 実際に青少年犯罪は増加しました。八五年に増加し始め、八七年から増加の幅が比較的大きくなり始めました。

犯罪事件の統計は、公安機関による統計が上級に報告されるのですが、すぐに隠すのです。例えば、報告されるのは一〇〇件のうち、一〇件から一五件くらい、多くても、半分しか報告せずに隠してしまふ。各省でも同様であり、他の省がどれくらい報告したか様子を見るのです。他よりも治安が悪いとなれば、どうしたわけだということになるので、少なく報告するのです。こうして治安は良いとなるのですが、実際には多くの事件が発生しているのです。青少年犯罪雑誌の編集をしていた時、ある県の政法委員会幹部から手紙を受け取りました。内容は、ある郷に調査へ行った結果、そこでは半年の間に二七件の刑事事件が発生していま

した。すべて刑事事件として立件基準を満たす事案でしたが、五件報告しただけで残りは報告しなかったということでした。その結果として、まず、法律は犯罪者に対して、捜査、逮捕、裁判の手續を実施できない。次いで、それを受けて犯罪者が凶悪化し、誰も手を出せない。そして、大衆は不満を覚え、被害者も不満となるということです。事案の握りつぶしは、過去、あの大躍進の時に、食糧を誇張し偽って報告したのと同様なのです。とても悪い傾向です。やがて、公安部は下級機関に対し、ありのまま報告せよと何度も要求しました。八九年に件数が大幅に上昇し、一一〇数万件に達し、建国以来最悪の数字でした。私は香港に行った際に、この数字を見ました。香港では、天安門事件の時の学生ではないかと問われましたが、当時の多くの学生はこの統計に全く入っていないと答えました。これは刑事犯罪であり、実際には隠していた数字が表に出てきたのです。これ以降は少しよくなりました。青少年犯罪ですが、この概念は現在までのところ、

研究や業務の中で提起された概念であつて、法律概念ではありません。

問 青少年犯罪という概念は、一つの現象だということですね。

答 そうです。法律概念ではありません。問 青少年保護法は、正式に採択されなかつたのでしょうか。

答 第六稿起草後、放置されました。その後、八五年から八七年にかけて、青少年犯罪がまた増えました。そこで、青少年保護法制定について、党中央は文書を下達し、全人代も制定要求をしました。第六稿をさらに修正したら、次は法律で青少年を規定すべきかという問題が生じました。またこの法規は、青少年保護法とするのか、対象範囲を狭くして、未成年者保護法とするのかで論点が分かれま

#### 青少年関連法の制定過程

問 後に、草案を修正したわけですが、いつ未成年者保護法を起草したのですか。

答 修正したのは青少年保護法ですが、

名称が未成年者保護法に変わりました。問 この修正作業に参加されたのですか。

答 参加しました。全国青少年立法指導小組があり、私は諮問委員でした。この他に全人代の内務司法委員会もありました。当時、青少年専門小組が設置され、私も参加したのですが、そのメンバーの大部分は全人代常務委員会委員で、学者も少数含まれます。当時の責任者は劉延東でした。現在の中央統一戦線部長で、その後任が李克強で、現在は河南省で書記をしています。重点はこの法案を作成することです。八七年に始めて、九〇年までに何度か青少年保護法のシンポジウムを行いました。それから八九年一〇月に上海で青少年保護法立法座談会が行われ、私はすべてに参加しました。その後、青少年問題は隣接分野が多いので、はっきりと未成年者保護法と呼ぶことに決め、一八歳未満をこの法律の保護対象としました。内容はともと起草した枠組みとさほど変わらず、上限年齢を低くしただけでした。

起草後、繰り返し討論し、最初は共青团中央と教育部が国務院法制局に報告しました。これが行政分野の法規であったことから、国務院法制局で研究討論を重ね、その後、正式に全人代常務委員会に報告しました。常務委員会は、法律委員会内務司法分科会にまわして討論させました。私は討論に何度か参加し、一九九一年九月一〇日に全人代常務委員会で採択されたのです。一〇年磨きをかけてやっとできたのです。ですが、私たちはあまり満足したわけではありません。宣言、声明、提唱のような規定が多かったからです。法律規範からすれば、何をすべきで、何をすべきでないか、もし違反すれば、いかなる責任を負うべきかという部分が弱かったように思えます。

それと、中国が未成年者に関する法律を制定することに国際的注目が集まっております。青少年犯罪、特に少年児童の権利を保護することは、世界的な問題だったのです。一九八九年に国連は子どもの権利条約を採択しましたが、その前の一九八五年に少年司法運用のための国際連合

最低基準規則が制定されました。これは北京で採択されたものです。一九八四年五月に北京で最終草案を討論しました。当時、中華人民共和国の専門家オプザーバーとして、この会議に参加しました。これは国連地域会議と呼ばれています。

この会議で採択後、一九八五年に、イタリアのミラノでの国連犯罪予防代表大会に諮り、正式に採択され、国連総会に報告し、批准されました。北京で採択されたので、北京ルールと名づけられました。これは中国にとつてとても名譽なことで、開放後まもなくの中国で国連の少年司法規則が制定されたのです。八九年に国連が採択する際も、中国は参加しました。しかし、国内法では、少年児童に関する専門の法律がなかったので、未成年者保護法の制定は、中国が世界と結びついたことを物語っています。国際法上、いくらかの貢献を果たせたと思います。また外国でもこの法律は重視されており、急いで制定しました。中国の立法部門は、関連する部門が繁雑で難しかったです。



問 基本的に修正はなかったのですか。

答 修正はありません。何度か修正を提起はしました。未成年者犯罪予防法が九九年に採択されましたが、九九年六月に私が中国を離れる前に討論にも参加しました。当時私は、どんな人が容易に犯罪を起こすかを列挙し、彼らに対して、しっかりと予防性のある取り組みが必要であり、また、必ず少年法廷が必要であると主張しました。少年法廷は八四年に設立されて以来、法律上には反映されていません。未成年者保護法の時に、加えるよう主張しましたが、採択されませんでした。制定時に削除されました。今回は必ず規定すべきであると主張し、少年法廷は再度書き加えられました。この他に、少年院・教護院では、国家教育委員会、教育部から私に何条か起草してほしいと依頼があり、意見を求められました。

未成年者犯罪防止法ですが、もともと青少年保護法と青少年犯罪防止法、そして少年法廷法というように、複数の法規制定を提案したのですが、最後に採択されたのが、中華人民共和国未成年者保護

法と中華人民共和国未成年者犯罪防止法でした。未成年者に特化した法律の制定は、中国ではこれが最初でした。

問 つまり九一年にまず未成年者保護法、それから九九年に未成年者犯罪予防法、少年法廷の規定ですね。

答 少年法廷については、未成年者犯罪予防法では、未成年者の犯罪は少年法廷で審理することを規定しました。最高法院には、「未成年者刑事事件を審理することに関する若干の規定」がありました。これ少年法廷は法律上、やっとその地位を得たのです。現在、全国には二五〇〇の少年法廷があります。少年院はありましたが、少年法廷はありませんでした。すべての犯罪は一般の法廷で審理されたのです。八四年に上海の長寧区人民法院で少年法廷を設置しました。中国青少年犯罪研究会は少年法廷設立推進に、大きな役割を果たしました。今では約一万人の少年審判の裁判官がいます。通常の少年犯罪事件は、少年法廷で審理されます。

問 これに、大きく貢献したのですか。

答 そうです。私たちが中国青少年犯罪

研究会が呼びかけ、『青少年犯罪研究』がまたよくこの方面の内容を掲載してくれただからです。この雑誌は八六年以来、ずっと私が編集主幹でしたが、日本に来てからは肩書きのみで、実際の編集は別の担当がやっています。

問 その雑誌の主編を担当されて十数年になるのでしょうか。

答 一八年になります。日本に来る前、原稿は基本的に私が見ていました。はじめは他の編集者がいましたが、主に私がやるようになりました。来日してからは彼らに見てもらっていますが、私の名前が編集委員会主任として出ています。

問 今も主編ですか。

答 来日後、私の名は出さないでいいと言ったのですが、当然、彼らも何かあると私に相談します。それで名前がまだ残されています。八六年から中国社会科学院が正式に国家出版総局に報告を書き始めたのですが、私を主編にということでした。その頃、各省に五二〇余りの青少年犯罪研究会が存在しました。

問 その雑誌は普通の書店では手に入ら

ないのでしよう。

答 そうです。この雑誌は国家出版総局が内部発行と決定したので、公開されていません。私たちが公開しようとしても、そうさせてくれません。犯罪問題は公開してはいけないのですが、ひよつとすると公開される日も遠くないかもしれません(二〇〇五年から日本でも購読可能になった)。この雑誌は八二年創刊で、これまで二・三六期になります。以前は月刊でした。昔は、この雑誌はブルジョア階級自由化であるとして、私も何度か批判、攻撃されました。

中国では改革すべきことがまだありません。しかし、それは時間の問題でしょう。少年法廷法、少年刑法を制定すべきであると考えています。

問 現在、日本の状況は、青少年犯罪の中で、被害者の権益をどのように保護するかという問題を多く議論しています。中国ではそういう状況はありませんか。

答 中国はまだその段階には達していませんが、注目し始めています。私は、日本の少年法は大きな進歩であったと思

ます。というのも、被害者たちに対する権益も包含することに注目しており、中国も将来そうなるべきであると考えています。例えば、少年犯罪者は被害者に対して謝罪できるか、被害者の許しを求められるか、被害者の理解を得られるか。また、経済的に被害者に賠償できるか等、中国でもいろいろと模索しているところではあります。こうした点は将来、反映されるであらうと思っています。

問 ありがとうございます。

(テープ起こし) 劉星、邦訳 中西千香

文責 編集部)